

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第4区分

【発行日】令和3年12月23日(2021.12.23)

【公開番号】特開2020-45506(P2020-45506A)

【公開日】令和2年3月26日(2020.3.26)

【年通号数】公開・登録公報2020-012

【出願番号】特願2018-172385(P2018-172385)

【国際特許分類】

C 2 2 C	21/00	(2006.01)
C 2 2 F	1/04	(2006.01)
C 2 5 D	11/04	(2006.01)
C 2 5 D	11/16	(2006.01)
C 2 2 F	1/00	(2006.01)
C 2 5 D	11/00	(2006.01)

【F I】

C 2 2 C	21/00	C
C 2 2 F	1/04	L
C 2 5 D	11/04	3 0 8
C 2 5 D	11/16	
C 2 5 D	11/16	3 0 1
C 2 2 F	1/00	6 0 2
C 2 2 F	1/00	6 1 2
C 2 2 F	1/00	6 1 3
C 2 2 F	1/00	6 8 1
C 2 2 F	1/00	6 8 3
C 2 2 F	1/00	6 9 1 B
C 2 2 F	1/00	6 7 1
C 2 2 F	1/00	6 4 0 A
C 2 2 F	1/00	6 3 0 D
C 2 2 F	1/00	6 2 4
C 2 2 F	1/00	6 9 1 C
C 2 5 D	11/00	3 0 2

【手続補正書】

【提出日】令和3年11月15日(2021.11.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項1

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項1】

S iの含有量が0.20重量%以上0.53重量%以下であり、Feの含有量が0.18重量%以下であり、Cuの含有量が0.10重量%以下であり、Mnの含有量が0.10重量%以下であり、Mgの含有量が0.45重量%以上0.9重量%以下であり、Crの含有量が0.10重量%以下であり、Znの含有量が0.10重量%以下であり、Tiの含有量が0.04重量%以下であり、且つ残部がAl及び不可避的不純物からなり、

アルミニウム基材と、

前記アルミニウム基材の基材表面に形成されたアルマイト皮膜と、を備え、

前記基材表面に前記アルミニウム基材の長手方向に沿ってヘアラインが複数形成され、

前記アルマイト皮膜の厚みは4 μm 以上10 μm 以下であることを特徴とするアルミニウム形材。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

本発明のアルミニウム形材は、Siの含有量が0.20重量%以上0.53重量%以下であり、Feの含有量が0.18重量%以下であり、Cuの含有量が0.10重量%以下であり、Mnの含有量が0.10重量%以下であり、Mgの含有量が0.45重量%以上0.9重量%以下であり、Crの含有量が0.10重量%以下であり、Znの含有量が0.10重量%以下であり、Tiの含有量が0.04重量%以下であり、且つ残部がAl及び不可避的不純物からなり、アルミニウム基材と、前記アルミニウム基材の基材表面に形成されたアルマイト皮膜と、を備え、前記基材表面に前記アルミニウム基材の長手方向に沿ってヘアラインが複数形成され、前記アルマイト皮膜の厚みは4 μm 以上10 μm 以下であることを特徴とする。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0021

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0021】

アルミニウム形材10は、少なくともJISのA6063の規格を満たす。つまり、アルミニウム形材10では、Siの含有量が0.20重量%以上0.6重量%以下であり、Feの含有量が0.35重量%以下であり、Cuの含有量が0.10重量%以下であり、Mnの含有量が0.10重量%以下であり、Mgの含有量が0.45重量%以上0.9重量%以下であり、Crの含有量が0.10重量%以下であり、Znの含有量が0.10重量%以下であり、Tiの含有量が0.10重量%以下であり、且つ、残部はAl及び不可避的不純物からなる。前述のA6063の規格で下限値が規定されていないFe, Cu, Mn, Cr, Zn, Tiのそれぞれの含有量の下限値は、基本的に0.00重量%とする。